

するを停めしめたることを告ぐ。

【曼殊院文書】 山城

一二九七

竹内宮御門跡雜掌申加州富墓庄事、當知行無相違之處、爲超勝寺所行、柴山八郎次郎康職無謂令闕所、混彼等内德以下違亂云々。太不可然。所詮早可退彼競望之旨、對本願寺被成御下知訖。宜令存知之由被仰出候也。仍執達如件。

天文拾貳九月廿二日

(松田) 盛 秀 在判
(岩部) 貞 兼 在判

江沼郡組中

十一月廿七日。幕府奉行入等、富樫晴泰と安威光脩との能美郡南白江莊の訴訟に就いて勘進す。

【伺事記録】

一二九八

被尋下、加州南白江庄事、就御尋妙法院門跡廳務行藝富樫執沙汰之條、向後爲上意如先々可被仰付之旨、去四月五日以門跡奉行捧一行畢。然同月十六日對安威兵部少輔光脩、如先規申合之段令行藝出狀之間、可被成下

御下知云々。既御尋之御返事爲致言上、無程契約光脩之儀、物念之至太不可然。惣別於他人契約者、無賞先判歟。所詮被召出兩方證文、當知行之有無以下可有其沙汰者歟。

天文十二年十一月廿七日

意見人數無判形也

諏信州 治河州 松丹州 飯中大 堯連

十二月三日。假掲

【笠松文書】

一二九九

去廿九日於留守之首二戰之砌、被射能矢候。御高名之段無比類候。彌向後御心懸肝要候。恐々謹言。

(年不詳)

飯川主計助

極月三日

光 誠 在判

笠松新介殿

御宿所

(以下三通は加能越古文叢等に天文十二年と考定せるを以て假に之に掲ぐ。然れども同年に於ける石塚

合戦は、長氏家譜に十一月廿四日より廿五日にかけて行はれたりとするものにして、廿九日にはあらず。

殊に第三通の如く十二月石動山に於ける戦ありしことを知らず。案するに尙後のものなるべしといへども、適確にその年次を考ふること能はず。但し弘治二年に至りては飯川光誠が若狭守たるを以て、それより前に屬することは明らかなり。

十二月五日。假掲

【山本文書】

一三〇〇

去晦日於留雲首最前責上、能矢仕、被鎧疵一ヶ所・矢手一ヶ所、粉骨之働無比類、誠神妙之至候。彌可勵忠節事專一候。恐々。

(年不詳) 十二月五日

長九郎左衛門尉 續 連 在判

山本与次郎殿

(留雲首は、前條極月三日附の文書に留守首とせり。) 十二月廿一日。假掲

天文十三年

【笠松文書】

一三〇一

今度於大宮坊、首壹被討捕候。御高名之至、無是非候。彌向後御心懸肝要候。恐々謹言。

(年不詳)

飯川主計助

極月廿一日

光 誠 在判

笠松新介殿

御宿所

(この文書亦年次不詳といへども、古來天文十二年と考ふるものあるを以て茲に之を掲ぐ。)

天文十三年

甲辰

紀元二二〇四

六月五日。後奈良天皇、石川郡白山宮惣長吏澄辰を以て、山内莊尾副村に禪頂諸堂の杣取を安堵せしめ給ふ。

【白山比咩神社文書】

石川郡

一三〇二

賀州白山禪頂諸堂杣取事、開闢以來爲山内庄尾副村令存知云々。彌守先規、永代不可有相違旨、可令下知

五四一